

ネーミングライツ募集要項（中央公民館）

1 目的

財源確保による施設の良い管理運営や、施設等の知名度向上による積極的な施設利活用の促進を通じた、地域経済活動の活性化を目的とします。

※ネーミングライツとは、契約により施設の名称に企業名や商品名を冠した愛称を付与させる代わりに、ネーミングライツを取得した企業等から対価を得て、施設の運営維持と利用者のサービス向上を図るものです。

ネーミングライツを取得する企業（以下「スポンサー」という。）は、企業名や商品名の宣伝効果が期待できるほか、愛称を付した施設等の維持管理、地域の活性化などに寄与することにより企業のイメージアップが期待できます。

2 募集概要

(1) 対象施設

ア 名称：中央公民館

イ 所在：茨城県稲敷郡美浦村大字受領1460番地の1

ウ 施設の概要：公民館

エ 施設HP：美浦村HPー子育て・教育ー生涯学習

オ 希望金額（年額）：132万円以上

カ ネーミングライツ期間：3年以上10年以下

※愛称使用開始日は別途協議により決定させていただきます。

※希望金額は、消費税及び地方消費税を含む金額とします。

※契約期間の始期が会計年度途中からとなる場合、月割計算（百円未満切り捨て）した額をネーミングライツ料として算出します。

※契約期間の始期が会計年度途中からとなる場合、契約期間の満了日は、原則、始期から起算して3年を超える年度末とします。

キ 令和4年度年間利用者数 26,724人、開館日 298日（単位：日、人）

	和室		研修室		学習室		視聴覚室		会議室		創作室	
	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数
4月	30	216	3	32	19	274	7	64	7	92	14	140
5月	24	243	11	257	19	349	15	210	16	169	19	194
6月	27	205	6	149	21	326	14	109	13	99	19	211
7月	30	281	14	381	19	462	14	178	10	132	17	461
8月	20	154	12	395	18	422	8	74	8	46	12	108
9月	32	235	9	154	21	277	13	116	9	80	18	168
10月	32	269	14	226	23	377	17	183	16	142	23	302
11月	25	214	7	105	18	218	14	147	10	114	16	171
12月	21	181	6	90	23	341	14	117	9	59	14	177
1月	20	198	5	160	16	248	10	92	10	108	11	87
2月	21	169	5	145	16	272	10	118	9	62	15	169
3月	26	255	6	265	13	344	16	228	16	270	13	141
合計	308	2,620	98	2,359	226	3,910	152	1,636	133	1,373	191	3,329

	調理室		小会議室		大ホール (全部)		大ホール (フロア)		合計		開館日数
	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	
4月	0	0	0	0	8	163	10	283	98	1,264	25
5月	5	107	5	17	22	1,074	24	1,217	160	3,837	23
6月	1	0	1	5	6	95	10	189	118	1,388	26
7月	4	98	4	15	19	702	17	377	148	3,087	26
8月	0	0	2	5	8	222	14	580	102	2,006	26
9月	2	6	1	1	9	67	12	172	126	1,276	23
10月	7	102	7	25	19	240	23	383	181	2,249	25
11月	6	65	5	20	21	1,080	19	660	141	2,794	24
12月	2	25	1	5	16	1,082	19	902	125	2,979	27
1月	6	52	1	2	5	21	9	130	93	1,098	24
2月	0	0	0	0	6	380	9	300	91	1,615	23
3月	4	22	3	7	5	259	10	340	112	2,131	26
合計	37	477	30	102	144	5,385	176	5,533	1,495	26,724	298



(2) 愛称使用に係る条件

- ア 公共の施設にふさわしいものであって、親しみやすさ、呼びやすさ等の視点から村の理解が得られるものとします。
- イ 催事により愛称の使用ができない場合は、条例上の施設名称を使用することがあります。
- ウ 次のいずれかに該当するものは、愛称として使用することができません。(美浦村広告掲載要綱第3条)
 - (ア) 法令等に違反し、又はそのおそれがある広告
 - (イ) 公の秩序及び善良の風俗に反し、又はそのおそれがある広告
 - (ウ) 政治性のある広告
 - (エ) 宗教性のある広告
 - (オ) 社会問題についての主義主張である広告
 - (カ) 個人又は法人の名刺広告
 - (キ) 村が推奨しているとの誤解を招くおそれがある広告
 - (ク) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載をする広告として適当でないと村長が認めるもの
- エ 利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称変更は原則認められません。
- オ 愛称の使用開始から約1年間、条例上の名称を併記することがあります。

(3) 施設等への愛称表示

- ア 募集する愛称は、一般的な呼称として用いられる名称をいい、条例上の施設名称を変更するものではありません。
- イ 愛称表示は、施設銘板や案内版の付け替え(以下「表示変更」という。)、施設パンフレットやホームページ等の変更を原則とします。
- ウ 施工範囲、実施時期及び内容(デザインや大きさ)等については、村と協議のうえ表示変更を行っていただきます。
- エ 表示変更に伴う工事は、愛称使用開始時期を目途にスポンサーが施工するものとします。
- オ 道路標識等の表示変更は、村や関係機関と協議のうえ変更可能な表示について、スポンサーが施工するものとします。
- カ 対象施設及び施設案内看板等への愛称の表記については、茨城県屋外広告物条例(昭和49年茨城県条例第10号)の規定を遵守していただきます。

(4) 愛称使用に伴う費用負担

- ネーミングライツ料とは別に愛称表示に伴い発生する費用負担は、原則、次のとおりです。
 - (ア) 表示変更に要する費用はスポンサーの負担となります。

- (イ) 施設パンフレット等の印刷物の変更は、村又はスポンサーの負担としますが、契約締結後に新規作成する印刷物を対象とします。
- (ウ) 施設ホームページ内の名称等は村又はスポンサーが変更するものですが、外部委託が必要な内容については、スポンサーに負担を求めることがあります。
- (エ) 道路標識等の表示変更に伴う費用はスポンサーの負担となります。
- (オ) 契約期間終了後の原状回復に要する費用は、契約期間終了前にスポンサーの負担と責任において原状回復していただきます。

3 応募資格

応募できるのは次の条件に該当する企業となります。

- (1) 法人であること
- (2) 次に掲げる企業でないこと
 - ア 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの、行政機関からの行政指導又は行政処分を受け、改善がなされていないものその他各種法令に違反して事業を行っているもの
 - イ 村税等（国税、県税を含む。以下同じ。）を滞納している事業者
 - ウ 暴力団（美浦村暴力団排除条例（平成23年美浦村条例第15号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）がその経営に実質的に関与している事業者、暴力団又はその構成員の威圧を利用している事業者、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している事業者等
 - エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項の風俗営業、同条第5項の性風俗関連特殊営業その他これらに類似する業種
 - オ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項の貸金業
 - カ 占い、運勢判断等に関する業種
 - キ 興信所、探偵事務所等
 - ク 債権取立て、示談引受け等を行う業種
 - ケ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続中又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続中の事業者
 - コ 前各号に掲げるもののほか、村の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損うおそれのある業種及び事業者

4 応募方法

(1) 募集期間

令和5年12月11日（月）～令和5年12月28日（木）

(2) 申請書等の提出

別紙「美浦村ネーミングライツ事業申込書」に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、美浦村役場 企画財政課 管財係へ持参または郵送（期間内必着）にて提出してください。持参する場合は、午前9時から午後5時の間（正午から午後1時まで、土曜日、日曜日、祝日等の閉庁日を除く。）に持参してください。

(3) 提出書類

- ア 申込書（様式第1号）
- イ 事業概要書（様式第2号）
- ウ 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- エ 法人の登記事項証明書
- オ 直近の1事業年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）及び事業報告書
- カ 直近1年間の村税等の納税証明書又は滞納がない証明書
- キ 同意書（様式第3号）

(4) 提出先

〒300-0492 茨城県稲敷郡美浦村受領 1515
美浦村役場 企画財政課 管財係
TEL：029-885-0340
FAX：029-885-4953
メールアドレス：kizai@vill.miho.lg.jp

5 選定方法

美浦村ネーミングライツ選定委員会において、提案された命名権料、期間及び愛称等を総合的に判断して優先交渉者（※）を選定します。

※優先交渉者…応募者のうち、ネーミングライツ事業スポンサーとしての適格があり、かつ村が有利な条件で契約を締結することができるものとして、他の応募者に優先して村が契約に係る交渉をするもの。

6 契約の更新

契約期間満了の1か月前までに村に更新の申し出があったときは、スポンサーに優先交渉権を付与し、必要な交渉を経て更新できることとします。

7 決定及び公表

優先交渉者との契約内容等の交渉を行った上でネーミングライツ事業スポンサーとして決定し、村と契約を締結します（別添のフロー図を参照してください）。

ネーミングライツ事業スポンサーが決定した際には、全ての応募者に文書

で通知するとともに、村ホームページ等で発表します。また、応募状況及び提案の内容等については公表しないものとします。

8 留意事項

- (1) 利用者の混乱を避けるため、契約期間内において愛称の変更はできません。
- (2) 募集期間中及び募集締切後であっても、応募の有無、他社の申請内容等の問い合わせについては、お答えすることはできません。
- (3) 必要に応じて追加書類を求めることがあります。
- (4) 提出された申請書等は、選定する以外に無断で使用しないものとします。
- (5) 提出された申請書等の変更、差替え、再提出及び返却には応じられません。

9 その他

- (1) この要項に定めのない事項については、別途協議するものとします。
- (2) 不測の事態等が生じたときは、この要項に記した内容に関わらず、臨機の措置をとることがあるものとします。